

2015.11.18

瀧川ゼミ

担当：佐野 関口 本橋

# 正義・ジェンダー・家族

スーザン・M・オーキン著

山根純佳

内藤準 訳

久保田裕之

## 1章 正義とジェンダー (P2~35)

・本章においては、後の議論への橋渡しの役割が果たされている。

### 問題提起

- ・両性の本質的不平等が社会において続いている。  
EX. 家庭の不払い労働
- ・家族内での正義を達成させる必要性が説かれている。
- ・ジェンダー構造化された家族生活の典型的な実践は、正義に基づいていない。
- ・法律が女性と男性を平等に扱っている。
- ・家庭における不平等の循環が続いている  
⇒ジェンダー構造化された結婚が女性を脆弱にしている
- ・ジェンダー構造化された家族を正義論の議論の前提としている

女性と男性では、身体的・歴史的差異から非常に異なる社会的役割が割り当てられた

### 正義の問題としてのジェンダー

- ① 正義の理論が説得力を持つには、女性が十分に包摂されるべき
  - ② ジェンダー不平等は、両性の子どもの機会の平等を蝕んでいる
  - ③ ジェンダー構造の要である家族が正義に適っていなければならない
- ⇒以上の3つの理由から現状を受け入れがたい

### 正義を学ぶ場としての家族

正義を学ぶ場として家族は存在する

Rea. 家族は、子どもたちの道徳的発達に大きな影響を与えている。

⇒家族において正義は適うべきである

## 2章 正義は家族に届かないのか？ (P36~59)

家族の内部に正義を適用するのは間違いと主張する2つの議論を取り上げる

① マイケルサンデル 『リベラリズムと正義の限界』

→家族は、高尚なものであるため、正義を「超えている」と主張する

家族 = 愛情と利益の同一性により一体となった親密な集団であり、徳によって構成される

② アラン・ブルーム 『アメリカン・マインドの終焉』

→家族は支配的な構造を持つのが「自然」であるため正義を「超える」と主張する

ジェンダー構造化された家族における分業 ← 自然と必然性により根拠づけられる。

正義は家族における徳としては適切ではない

= ルソーやビュームによって論じられていた。

### ルソー

愛情によって成り立つものであるから正義の原理に規制される必要はない

### ビューム

家族生活の環境 = 正義の基準を適用するものではない

ルソー同様愛着と利益の一致から正義の適用は不適切であるとする

EX. 財産の区別を消滅させるほど強い絆がある

ロールズ = 正義は、家庭に適用できると考えている。

### しかし

サンデル = 正義の環境が支配的でない多くの家族集団の存在から正義の優先性を批判する

① サンデル = 「親密なもしくは連帯する集団」においては、「正義の環境が相対的に少ししか存在しないほどに参加者の価値と目的が一致している」

② 正義を優先することで、「より望ましい高尚な徳やより望ましい恩恵を失う」ことで正義は有害なものとなりうる

⇒正義の優先する根拠はないと考えられる。

### ロールズ

正義 = 最も不可欠な徳であるから優先される徳である

義務以上の道徳は、権利や正義の規範以上のものを要求するにもかかわらず、いかなる正義や権利と対立するものではない。

Rea.

- ① 目標は、正義や権利の延長線上にあり、原理の要求を超えるものであるから
- ② 善の要求が対立するとき、それらの道徳は正義に基づく必要があるから

概念的にも実践的にも、高尚な徳は正義に依拠するが、正義は他の特に依拠しないという意味で、正義は様々な徳の中で第一の優先される徳である。

家族が正義の徳の上に作られるべきとするならば、人びとの集団は、正義よりも道徳的に優れたものになると理解するべきである。

## 第3章 コミュニタリアニズム-伝統と共通理解

### コミュニタリアニズムとは？

→ 20世紀後半に興ったアメリカの政治思想の一つであり、共同体や地域社会の役割を重視し、個人の自己実現は歴史的に形成された共同体の伝統や慣行の中で可能になると主張されるもの。

### コミュニタリアンとは？

→ 主にジョン・ロールズの著作への批判に焦点をあて、現実の人々が生活している具体的な時代や特定の共同体の考えから切り離された道徳もしくは政治理論は、失敗を運命づけられており、また不適切であると主張する人々。

また彼らは、共同体に埋もれ、深く根づいている伝統と価値、もしくは私達が共有する意味や理解のいくつかを組み合わせて解釈することを通して、正義の理論を構築することを目指している。

### 代表的な人物

#### ・マッキンタイア

現代の人々は互いに異質で道徳的な理解を共有していないとし、それゆえ失われた哲学的伝統を再発見すべきだと主張している。

また伝統への愛着は、私達の人生に根拠を与え、一体感をもたせ、疎外感や空虚感に陥らないように必要だとも論じている。

#### ・マイケル・ウォルツァー

共有された理解は潜在化しており、人々に十分に意識化される必要があるものの、共同体で生きる人々はすでに理解を共有していると考ええる。

また正義は社会的意味と関係している…その社会のメンバーに共有された理解に沿ったかたちで…現実の生が生きられているのであればその社会は正義に適っているとも主張している。

↓

**彼らが肯定する文化や諸価値は、数多くの点で、ジェンダー化された社会の男性の視点を反映している。**

**そして彼らは女性を排除するだけでなく、女性の排除を前提に「人間の善」を定義している。**

## **第4章 リバタリアニズム-母系制・奴隷制・ディストピア**

### **リバタリアニズムとは？**

→ ジョン・ロックのような古典的な自由主義理論家の基本的教義を、その極限まで推し進めたもの。

### **リバタリアンとは？**

→ 個人の自由のためには、政府の活動は最小限でなければならない。個人がその人らしく生き、自らの労働の果実を所有する権利は神聖不可侵なものである。

また、政府の目的は、人々を相互に、また外敵の侵略から守ることのみであり、政府はこの目的に必要な場合を除いて市民たちの財産や住居や生き方を侵害してはならないと主張する人々。

### **代表的な人物**

・ ロバート・ノージック

自らの労働によって生産した物に対しては正当な所有権が与えられる。

※しかし、この考えを女性の出産に当てはめて考えると…

人々が母親の所有物以外の何になりうるにせよ、 すでに彼らは <u>何よりもまずその母親の所有物なのである</u> という事になる。
--

↓

つまり、このような社会では、母親自身を含め、その母親から自由をもらうなり買うなりするまでは、またそうさせてもらえない限り、自己所有権を得る事が出来ない。

↓

もし人々が、自分自身の人格、身体、生来の才能、能力等々について権原を付与されるという意味で自分自身のことすら「所有」していないのなら、ましてや自分以外の何かを所有する根拠などないと考えられる。

↓

ノージックは明らかに、各人は自分自身を所有するという考えを前提にしている。  
(ノージックの権原理論のパラドクス)

## 5章 公正としての正義 (p148~p176)

### ☆はじめに

ジョン・ロールズの『正義論』は現代の道德・政治理論のあらゆる著作にきわめて強い影響を及ぼしてきた。ここではロールズによる構成としての正義の理論に立ち向かい、ジェンダー、女性、家族という主題について、吟味をしていく。

具体的には、

まず、ロールズがジェンダーを無視していることに対する批判をする。その後、ロールズ理論が生み出す問題を検討し、その理論のもつ潜在的可能性を考える。

### ☆ロールズの理論

ロールズは、社会の基本制度を規定すべき正義の諸原理とは、人々が「**原初状態**」のなかで到達する原理だと述べた。

彼は原初状態の特徴を以下のように設定する

原初状態において熟考する「当事者たち」は合理的で相互に無関心であること、そして、彼らが入手できる一般的情報は制限されない一方で、彼らの個人的情報や社会的立場を完全に覆い隠す「無知のヴェール」が下される

→「無知のヴェールにおいては、社会のなかで彼がおかれた状況や生まれつきの資産を誰も知らず、したがって、彼の有利になるように正義の原理を仕立てあげられる立場にあるものは誰もいない」

→誰もが同じように考え、すべての当事者の立場が万人の立場を代表するものとなる。

→正義の諸原理への到達は全員一致でなされる

## ☆ロールズに対する批判

ロールズの『正義論』において、人々を表す時は、men、mankind、he、his などを使っている（ごく最近になるまでは、多くの理論家の間では共通のことだった）

→この正義の理論は女性にも適用できるものなのか、曖昧なものとしている

また、

ロールズは原初状態の中の当事者を一個人ではなく**家族の長**としている

→子供たちに関しては、**パターナリズム**<sup>1</sup>でこのことを正当化している。

⇔一方で**妻たちは原初状態のなかでは全く代表されないままである**



**ロールズの理論は家族内の正義の問題を無視してしまっている**

## ☆ロールズの理論が生む問題

ロールズの理論において家族が登場するのは、「**道徳的発達における最初の学習場所である**」という重要な文脈においてである

また、

ロールズは秩序だった社会が安定的になるのは、その成員たちが「正義の原理が要求する行為への、強力で日常的に実効性をもつ欲求」たる**正義感覚**<sup>2</sup>を持続的に発達させているときに限ると論じている。

→幼少期の道徳的発達において、正義感覚が獲得されるとしており、正義感覚の発達には愛情ある養育が根本的に重要であるとしている。

だが、

家族それ自体が正義に適ったものでなく、カースト制や封建社会のように、社会的な意味を過剰に付与された生得的な差異にしたがって分配されているのだとしたら、ロールズの考える道徳的発達の構造全体が、危うい基礎のうえに組み立てられていることになる

つまり、

**現在の形態の家族は、社会正義を最初に学ぶ場所となるだけでなく、慣習によって責任や威信を男女に不平等に割り当て、子どもたちに性別役割を身につけさせる、性的不平等**

<sup>1</sup> 雇用関係など社会的な関係において成立している、父と子のような保護、支配の関係。

父親的温情主義(大辞林)

<sup>2</sup> フェアに振る舞おうとする感覚で、制度志向的な性質を持つ

(『いまこそロールズに学べ』、仲正昌樹)

の永続化にとって決定的に重要な制度になっている

こうした中では、ロールズの言う正義感覚を獲得することは難しくなる。それは両親の双方が養育をともに受け持つことよってはじめて得られるものであるからである

#### ☆ロールズの理論の潜在的可能性

原初状態の重要な点は、伝統や慣習や諸制度をあらゆる視点から問い、考えることを要求することにより、人々が最終的にどの立場になるか関わりなく、あらゆる人に受容可能な正義の諸原理を保障する点にある。

→この原初状態において、もし私達が、無知のヴェールの背後の人々は自身の性別を知らないという想定のもとで、基本的制度としての家族やジェンダーシステムを詳しく吟味するならば、現代の諸制度に関しての建設的批判がもたらされることになる。

つまり、

ロールズの正義理論には、ジェンダーによって構造化された社会制度を批判する潜在的可能性がある。原初状態において、自分の性別を知らないという要件を加えることによって、ジェンダーのない制度設計が可能になる。また、それは子どもたちの道徳的諸能力の発展を促し、正義感覚を身に着けることにつながる

## 6章 越境する正義 (p178~p217)

#### ☆はじめに

5章で見てきたように、公的領域の正義や徳は私的領域に依存している。オーキンは次にこのことを公私二元論が隠蔽してきたことを批判する。

つまり、

「私的領域なくしては公的領域の正義は達成できない。家庭の中にも正義を適用せよ」という批判である

前半ではマイケル・ウォルツァーとロベルト・アンガーの理論を見ていき、双方の理論家が公私二元論とジェンダー構造への挑戦に先鞭をつけたにもかかわらず、さほど重要な成果をあげられなかったことを批判した。しかし、その際双方の理論家が描いた平等主義的な社会の青写真にとって、現在の両性間の権力と責任、権利と役割の分配に根本的な疑問を投げかけ、その再編が不可欠であり有効であったという点は評価している。

後半においては、具体的に公私二元論というイデオロギーの弱点をみていく

## ☆公私二元論の問題点

公私二元論とは政治生活と市場という「公的」な世界と家族的な生活と個人的関係という「私的」で家内的な世界を峻別する二元論である

たしかに、

国家の権威が少なからず制限を受ける個人的な領域の存在とプライバシーの概念は必要不可欠なものである

しかし、

そのような領域が正義に適った安全なものになりえるのは、成員がみな平等であり、子どものように一時的に不平等な扱いを受ける者たちが虐待から守られている場合のみである

以下では、「個人的なことは政治的である」ということ、および、公私二元論は男女の不平等を生み出し強化する循環構造を見えにくくする点で誤解を与えやすい概念である、つまり公私二元論の想定が適切でなく破綻をきたす理由を四つの論点から主張していく

①常に政治的なものの典型として理解されてきた権力が、家族生活にとって中心的な重要性を持っていること

例えば、

家庭内で権力を持つ男性パートナーの女性パートナーに対する暴力、児童虐待  
→今まで国家は「プライベート」なものとして家族の紛争に「介入」するのをためらってきた

だが、

現在ではかつてに比べて、家族内の暴力ははるかに見逃されてよいものとは考えられなくなっており、社会が取り組まなければならない問題のひとつとして認識されてきた  
→プライバシーによって家庭は、とりわけ女性や子どもにとって危険な場所になりうる

②家内領域それ自体、政治的決定によって形づくられるものである以上、国家が家族生活に介入するか否が選択可能であるという発想が全く意味を持たないということ

「国家は人々の家庭内での行動に影響を与える背景規則を設定している」

つまり、

**国家や法は結婚や家族について決定的役割を担うことは免れえない**

そして、

国家や法が家族にたいして「どのように」介入するかが問題となる

→EX、〈I〉離婚に際しての「不介入」とは離婚を許すこと？許さないこと？離婚を困

難にすること？それとも、容易に可能にすること？〈Ⅱ〉ドメスティック・バイオレンス  
に対する「介入」のレッテル

③私たちがまさにその場所でジェンダー化された自己になるという意味で、家族は疑いようもなく政治的な存在であるということ

具体的には、

**家族生活は初期の社会化の大部分が行われる場所**

→ジェンダー化された子育てがジェンダーを再生産する

つまり、

性別によって子育ての初期段階における役割が割り振られる

→母親業はそれ自体、女の子の中で「再生産」される

→「女性と男性の重要な差異が、家族内で現在おこなわれている性別分業によって作られることを認めさえすれば、家族がいかに政治的制度であるかますます明らかになるだろう」

④ジェンダー構造化の分業(性別分業)は、女性が他の全ての生活領域へと進出するのを妨げる現実的かつ心理的な障壁を作り出すということ

具体的には、

**現在の威信がそもそも女性の声を排除するような形で概念化されている**

EX、州裁判所における性的偏見。それが女性に対する司法の態度に影響し、判決が男性優位になることもある。これがもたらす原因は、女性の発言が妨げられているからである。

〈まとめ〉

**家庭内の性別分業によって女性が背負われ、外に広がる諸領域へ広がるこれらのハンディキャップはすべて、私たちがコントロールできるものでなく、国家や法が役割を担うものである。**

## 7章 結婚と女性の脆弱性

序章 (P222~231)

社会正義についての主要な理論は、社会に存在する男女間の複合的不平等や、それを支える社会的構造物としてのジェンダーに対して関心を払ってこなかった (P220)

## 主要な理論家の家族と正義の関わり方の考察

### ① 家族 = 平等な機会への障害物とする議論

→ 家族「内」性差でなく、家族「間」の階層格差に焦点を当てている。

### 問題点

#### I 機会の平等の制限において ジェンダー的観点の欠如

#### II ジェンダー構造化した家族が女性の機会の平等を制限しているという事実に目を向けない

#### III 女性の脆弱性 (← 家父長的社会構造 + 家族における生活実践) が家族間の不平等問題を悪化させていることに気づくことができない

② 家族 = 正義がそぐわない制度として理想化する傾向にある

③ 家族を正義の感覚を養う重要な場としてみなす傾向にある

### 筆者の立場

正義よりも高貴な徳に支配されるものとして、家族を理想化し、家族はほかの基本的な社会的な制度と同じようには正義に敵うか否かをテストされる必要がないとされる人びとに強く反論を唱える。

⇒ 現実のレベルでは、正義は家族にも適用されるべき重要な徳の1つであると主張する

Rea. 家族内における社会的材の不平等分配の歴史

正義に敵った家族なしに、公正な社会を期待できない

---

結婚や家族を正義という観点から考えることは容易ではない (P221)

⇒ 正義と親密性の結びつきが不十分であり、理論家は、家族を理想化する。

EX. 生活水準の格差のような、家族成員の当てはめが可能かどうか明らかでない議論

収入の分配・使い道決定問題

⇒ 家族内部での権力と影響力の分配に深く関与しており、この点は、身体の安全といった他の利益の分配にも影響を与えている。

### 本章の狙い

**権力と脆弱性に関する理論を援用し、現代のジェンダー構造化された結婚に関する事実とそこから、浮かび上がる正義の問題についての議論・分析**

道徳哲学者：ロバート・グディン 経済学者：アルバート・O・ハーシュマン

上記2人の権力と脆弱性に関する議論に依拠

### 主張

現在の私たちの社会において実践される結婚と家族は、正義に敵った制度ではない (P222)

### グディンの議論 (P223~224)

グディン (1985) 『傷付きやすいものを保護すること Protecting the Vulnerable』

正義の問題における、社会的に作られた傷つきやすさ【脆弱性】の重要性を議論している

**主眼**

福祉国家が市民に対して、より脆弱な人びとに貢献する義務を負うことを正当化すること

**主張**

- I 我々は、あらゆる人に対して負っている一般的な道徳的義務が存在している。  
= 自分たちに比して特に脆弱な人びとを保護する特別な責任を負っている。
- II 現時点で変更可能な社会的に作られた脆弱性は道徳的に許容されるものではなく、最小化されなければならない (P223)

脆弱性の中には、自然に由来するものもある (P223)

EX.子どもの脆弱性

「病気による脆弱性」は、自然に由来するものなのだろうか？

A. 一見「自然」であるが、実際には、現実の社会的配置に左右される

⇒脆弱性には、社会的といえるものも存在する

**結論**

現在の社会的配置によって生み出され、形作られ、維持されている種類の脆弱性  
これを改善するために、我々は、以下の2点の努力が必要であると結論付けている。

- ① 常に脆弱な人びとを保護すること
- ② 搾取へと転化されるような種類の脆弱性を減らすこと

**非対称な傷つきやすさを区別するためにグディンが採用する基準**

= **二人の当事者が関係から離脱する能力の差異を検討すること**

Rea. 関係性に不平等が存在していたとしても、「従属されている側が、甚大なコストを支払うことなく関係を離脱することができる限りは、支配的な側によって搾取されることはない」からである (P224)



**以下で議論される内容**

**現実的な関係からの離脱可能性には差異が存在すること**

⇒結婚を、脆弱性を含む関係の中でも道徳的に受け入れがたいものになっている要素

ハーシュマンの議論 (P224~226)

『離脱・発言・忠誠』（1970）

#### 主張

**集団や組織のメンバーの告発＝発言（Voice）がメンバーに退出（exit）の可能性が実際の程度開かれているかに関連している**

Case（退出を容易に選ぶ場合）⇒「発言の作法が身につかない」

満足できない商品を買ってしまった消費者は、買い替えが容易であるためクレームを申し立てることはあまりない。

一方で、退出の可能性がほとんどない場合⇒発言は効果のないものになる

⇒発言自体の抑制にもつながる

#### 注意

ハーシュマンは、多くのメンバーからなる集団に向けられているため、メンバーの組織に対する権力に注がれている。

しかし

**結婚は、一方の退出が、制度（結婚）の解散につながる**

⇒当事者が二人の場合は、退出可能性が、相対的/相関的であることは、両者の関係における権力構造に決定的な影響を与えている。（P226）

『国力と外国貿易の構造』（1945）において論じている

EX. 国家間の貿易



上記の貿易関係において、A国が退出を仄めかすことで、相対的に依存している国家を意に従わせるための影響力を行使することができる。

非対称な依存状態は関係が継続される中で増大しやすい

原理の当てはめ（P226～230）

・前提

結婚は、

- ① 相互に感情的脆弱性や依存性に関わっている
- ② 性に関係なく不平等な脆弱性を備えていること

EX. 配偶者に対する愛、依存の程度によって自分を変える

**ジェンダー構造化された結婚は、社会的に作られた明らかに非対称な脆弱性へと、女性を巻き込んでいく**

Rea. 結婚における性別役割分業

女性 = 脆弱な存在 (←男性の経済的支援の役割への期待)

- 1 職場において、妻は家にいる想定にもとづいて構成されているため不利益を受ける
- 2 子どものケア責任⇒脆弱性の強化
- 3 婚姻の解消⇒脆弱性はピークに達する

**現在**

結婚と家族は非常に多様な形を取る特異なものとなっている。

結婚に対する人びとの期待と結婚に参入した人が経験しがちな現実の帰結との食い違いからも現代社会において、何が結婚であり、結婚とはどうあるべきかに関する明確な合意は存在しない。

結婚をより明確に定義し、変革しなければ不平等を緩和できない

アメリカにおける現状分析 (P230~231) : 省略

**まとめ**

女性の脆弱性は、

- ・ 離脱可能性
- ・ 非対称な依存性の増大
- ・ ジェンダー構造化された結婚

に起因するものであると考えられる

## <結婚の予期による脆弱性> (P232~238)

### 女性の脆弱性のサイクル

- I. 若年女性は、男性に比べて「素敵な結婚をして家庭生活を送ること」をきわめて重要な事柄とみなす傾向がある。
- II. 子育ての主たる責任を担うという期待



教育・訓練のプランニング  
自分自身のキャリアに対する目的意識に影響を及ぼす

**結婚の予期による脆弱性は、結婚する女性だけでなく、結婚しない多くの女性にもマイナスの影響を与えている。**

### EX.仕事に関する女性の選択

- ① 子供のころから抱いてきた家庭生活が仕事にもたらす影響
  - ② 仕事が家庭生活にもたらす影響
- 以上2点に大きく左右される。

### 現在

女性の労働市場への参加は上昇している

しかし

低賃金の仕事に従事することになっている

少女が、仕事と家庭生活を結び付けて考えるときに直面しがちな複雑な意識と明らかに関連している。

キャスリン・ガーソンの調査（少女時代に抱いていた将来の展望の振り返り）

→ほぼ全員が家庭かキャリアのどちらかという選択に直面していた

- ① 性別役割にもとづく社会化
- ② 社会構造が働く母親を現実的に妨害していること
- ③ 子どもの福祉に対する責任を母親に強く課している

⇒女性が、仕事への利害と子どものへの利害との間の緊張関係を感じ取るはず

### たいていの大人

「女性は仕事か子どもかを選択することができる」

=両方を選択することはできない

#### 仕事と子育てを両立させる唯一の方法

仕事と子育ては両立不可能という信念を放棄し、  
新しい一歩を踏み出すことだけである (P234 より一  
部抜粋)

### 男性

女性のような選択に直面することはない

Rea. 家族の経済的基盤を提供することが期待されているから

=男性は、職場でうまくいなくても女性のように家庭を選択することを周りから認められない⇒制約を受けている

### 社会状況

1987年において

一年を通じてフルタイムで働く女性は、中央値で1万5704ドル

男性フルタイム労働者は、中央値で2万2204ドル

教育達成の平等化は、男女の賃金差に影響を与えることができていない

Rea. 専門的なサービス業（図書館学 etc.）は男性が三分の二を占める科学技術分野と比べるとはるかに賃金が低いから

#### 女性の高等教育の効果が、性別役割分業によって打ち消されている

EX. 女性は、男性に比べて補助的業務に就く傾向が強い（司書 etc.）

企業内において、男女で特定の職の割り当てが実施される

⇒職位の賃金水準は、雇用者がそこに女性を割り当てるか男性を割り当てるかによって決まる

### まとめ

- ・結婚の予期による脆弱性は、すべての女性に当てはめる
- ・性別役割分業による男女の差はいまだに解消されていない

## 〈結婚のなかの脆弱性〉

結婚は、結婚の予期とそれに基づく性別職域分離によって、不平等のサイクルを駆動し続けている。

夫婦どちらの職業生活や仕事上の必要が優先されるべきか、家庭における不払い労働をどう配分されるべきかの答えは、**夫婦間の賃金獲得能力の差異**から大きく影響を受けやすい。

例えば、

初めは仕事上の成功に野心を燃やすフルタイムの労働者であったとしても、職場における性差別や資金格差のせいもあって、多くの場合、妻は夫のキャリアにより高い順位をつけ、家庭に入ることが自分の利益になると気づく。そのことで妻は伝統的な性別分業に疑問を投げかけるインセンティブを持たなくなるのである。

→したがって職場と家庭における男女間の不平等は、相互に補強しあい、相互に悪化させている。

→労働市場における**女性の相対的に不利な地位と低い賃金**によって、彼女は自らの人生をより「先のない」ものにしないための選択として、専業主婦と家庭生活を選ぶことになるかもしれない。また、女性の不利な地位と低賃金によって、もし彼女が自分の家庭において伝統的な性別分業に抵抗し、より平等に家事責任を担うことを強く主張したいと考えた時に、夫と交渉するための権力が奪われてしまうかもしれないのである。

## 〈家事と脆弱性のサイクル〉

世帯内部の分業はその他の分業と比べて非常に特殊な状況にあり、明確に正義の問題に属している。

なぜなら、

- ① 家族内部の不平等な労働の分配は**生まれ持った特性（性別）**と強く関連しており、それゆえ正義の理論はまさにこの問題にもっとも強い関心を向けてきたようである。こうした労働の割り当ては権力の分配に強い影響を与え、**女性を脆弱にする**。
- ② 伝統的ないし準伝統的な**結婚における分業**は、**かなり包括的なものになりがちであり、長期にわたって継続するのが普通である**。
- ③ このことの結果でもあり、賃労働の構造と要求の結果でもあるのだが、**世帯内の分業**

は結婚した女性、とりわけ母親になった**女性の人生に長期にわたる影響を残す**。それは婚姻における力関係から家の外での生活における様々な機会にいたるまで彼女の人生のあらゆる側面に影響を与えるのである。

以下では議論のために夫婦を二つの主要なカテゴリに分配する。「**主に家事をおこなう妻**」のいる夫婦と「**主に賃労働をおこなう妻**」のいる夫婦の二種類である。どちらのカテゴリの女性もある意味で別種のパターンの不公正と脆弱性を経験していることが分かる。

### 〈主に家事を行う女性〉

労働の質に着目すると、主婦が担う役割に不利な点が多くある。

例えば、

主婦は他のほとんどの仕事と同じようには、仕事を変えることはできない。それに夫と子どもたちは彼女がなす仕事の全てに依存している。主婦が家の中で身に着けた技術と経験は、彼女が仕事を探す際に評価されない。さらに一度主婦の役割を引き受けてしまうと、彼女は**この負担を部分的にでも、再び夫に投げ返すことが非常に困難だと知る**。

→このように、主婦になることによって、妻は自分自身を支える能力を損なうだけでなく、将来にかかわる人生の選択肢をせばめてしまうのである。

また、

主婦の仕事は、夫の仕事と違い**無償**でありこのことは貨幣中心的な社会においては、主婦の労働はその価値を貶められている。このことは、「**主に家事をおこなう妻**」の家族内での権力と勢力にも、彼女の社会的地位が大部分**夫に依存する事態**にも影響している。

つまり、

**お金は、家事の問題に勝るとも劣らず、夫婦にとって争いの種である。**

リンダ・ゴードンは

「妻への暴力の基礎は男性支配である。すなわち、男性が体格に恵まれることでもなければ暴力的な性向でもなく、……**社会経済的、政治的、精神的な権力によるものである**。……**妻への暴力とは、権力関係において劣位にあるがゆえに抵抗を封じられた者に対する継続的な暴力である**」。

妻への虐待も児童虐待も、夫や同居する恋人への経済的依存が強まるにつれて、明らかに悪化する。また夫への経済的依存があるゆえに、深刻な虐待を受けていたとしても、その状況から抜け出せないことがしばしばある。

## 〈主に賃労働を行う妻〉

働く母親を含む既存女性の労働市場への参加が進んでいるにも関わらず、「働く妻は依然としてほとんどすべての家事責任を担い続けている」。

例えば、

すべての家事の仕事に費やされる時間の男女差については、研究によってまちまちであるものの、フルタイムで働く夫はフルタイムで働く妻に比べてせいぜい半分の時間にとどまっている。

なぜなら、

夫をはじめ、賃労働に従事する女性とともに暮らすその他の異性愛男性がより多くの家事をしないのは、彼らが望まないのであり、彼らが相当程度まで意思を貫徹できるからである。この理由は、**夫の方がステイタスの高い職業についており、妻の要求を拒絶できるだけの強い立場にあるからである**（妻が自発的にやっているのではないかという疑問も生じるかもしれないが、ある調査によると家事の六十%以上を担う妻の半数近くが夫により多くの家事を担ってほしいと考えている）。

→こうしたなかで、彼女たちが膨大な時間を家庭と子供たちに投入せざるを得ないにもかかわらず、職場においては、自分たちと似た共働きの家庭の夫のようにはるかに少なくしか家事を担わない男性との競争にさらされるだけでなく、専業主婦やパートタイムで働く主婦に支えられた夫たちとも競争しなければならない。彼女たちが成功する見込みは、こうした影響を受け続ける。

## 〈女性と賃労働〉

主として家事と育児の不平等な分配のために、既存女性の労働力としての機会は男性と比べてはるかに重い制約が課せられている。

また、

ほとんどの賃労働は、主として女性によって担われている子育て責任と両立不可能にできているため、フルタイムで働く女性は、男性よりもはるかに少ない。これによりますます夫のキャリアや資産に依存するようになる。

## 〈家庭の中の権力〉

婚姻関係の権力に影響を及ぼすものとして、収入と賃労働における**夫と妻の成功しやすさの不均衡**がある。

だが、

**妻によるフルタイムの仕事も、夫と同じかそれ以上稼いでいても、家族内の平等な権力を**

保障するわけではない。

というのも、

こうした要因を打ち消してしまうほどに、**男性稼ぎイデオロギー**が強力に作用する場合もあるからである。

つまり、

妻の場合ジェンダー差別的な伝統の力と、たいてい結婚した時点ですでに夫よりも少なくしか稼げないという事実により、二重の意味で不利な地点からのスタートを余儀なくされる。

→これにより夫は家庭内の権力を増大させやすいのである。

## <別居と離婚による脆弱性>

配偶者の死、**離婚**、**別居**による婚姻関係の破綻は、男性にとっても女性にとっても同様にもっとも重い精神的な負荷のかかる人生上の出来事である。

### しかし

女性の人生においては、こうした出来事に起因する個人的関係の破綻は、これにつづく**深刻な社会経済的衝撃**によってしばしば悪化する。

### 深刻な社会経済的衝撃とは???

- ・アメリカでは**離婚**によって毎年300万人もの男性と女性、そして子供達がそれまでの生活を続けられなくなっている。
- ・また1985年段階では18歳未満の子供の約23%がひとり親と共に暮らしている。  
→この90%がシングルマザー家族。

※こうした女性のひとり親世帯の大多数は、**別居**ないし**離婚**の結果

男性の平均的な経済状態が**離婚後**に改善



**女性と子供の生活は深刻な被害を受ける**

# 離婚後の最初の一年

男性の生活水準は平均して42%上昇する



女性の生活水準は平均して73%まで下落する



ほとんどの女性と子供にとって離婚は  
社会的および経済的な意味での急激な下降移動

EX) 収入の低下→条件の悪い家に引っ越す→休養や余暇のための資金は大幅に縮小→  
時間とお金の不足により強烈な日々のプレッシャーへと追い立てられる

※このように社会的なレベルでは、離婚は女性と子供の貧困を増加させ、  
一方で離婚した男性の暮らし向きと、他方で子供達と元妻の暮らし向きとの間に  
深い溝を作り出してしまう。

## <なぜなのか？>

A. 現代の離婚法はこれから離婚しようとする男性と女性を、多かれ少なかれ平等に扱っ  
ているから。(=深刻な社会経済的衝撃)

両性は社会で平等に取り扱われていないという意味でも、典型的にジェンダー構造化さ  
れた婚姻は女性を社会的にも経済的にも脆弱なものにするという意味でも、

離婚しようとしている男性と女性は平等ではない

平等でないものをあたかも平等であるかのように扱うというこの不正義は  
いくつかの論点に分ける事が出来る。

1) ほとんど全ての場合において彼女が引き続き  
子どもの日々の責任を担い続ける事

→つまり離婚後の母親の世帯は父親にくらべて規模が大きく、それに伴って大きな経済  
的ニーズを抱えているにも関わらず、彼女の職業生活は子供をケアするために、はる

かに制限されているという事になる。

2) 破綻主義にもとづく離婚法は、妻がしばしば利用してきた離婚を望まない側の「罪なき」当事者としての力を奪い去ることで、離婚に際して平等な財産分与を勝ち取るための妻の能力を大幅に減じてしまう。

従来：妻と子供が住むための家屋を分与されたり、婚姻総資産の半分以上を受け取ったりするのが典型

現在：カリフォルニア州では家屋を売って売却金を分けるよう裁判所が明示的に命令したケースの割合は1997年には三分の一に上昇した。

→この三分の一のうち66%は、離婚による生活の変化からより大きな打撃を受ける未成年の子を持つ世帯である。

=離婚に際して家屋を売るようにという命令は、結婚と、職業と、社会的地位を失う事だけでなく、長い時間を過ごして帰るべき家を一夜にして失う事を意味している。

3) 女性は賃労働に就いている場合でも、平均して家族の収入のほんの小さな割合しか稼がずに、家庭における無償労働の大部分を担っていることがほとんどである。

また仮に「夫婦の共同財産」が等しく分割されるとしても、キャリアや人的資本といった決定的な財産が夫一人の手中に残される以上、決して公平なものではあり得ない。

## 収入、とりわけ将来の扶養費は

### 離婚において勝ち取ることが出来るもっとも価値のある権利である。

しかしほとんどの離婚において

扶養費も養育費もそもそもかちとられていないか、不十分にしか払われていないか、全く支払われていない。

↓

※1978年では、

離婚した女性のたった7%、およそ六人に一人しか扶養費を受け取っていなかった。

それにも関わらず 1985年頃からは

いくつかの州では扶養費の支給期間を制限しようとする傾向がみられる。

→**判事は夫の収入を引き続き元妻へと分け与えるように要求することを極度に嫌い、むしろ彼女が同等の訓練を終えて自立する事を求めようとする。**

※また**養育費**に関しても、支払いを命じられた養育費が全額支払われているのは全体の二分の一のケースに満たなかった。

養育費を受け取る権利を得た母親のうち、およそ四分の一が決定された額の一部のみしか受け取っておらず、残りの四分の一は全く受け取っていなかった。

※問題点は、養育費を実際に取り立てる執行プロセスの不全ないし欠如にある？

→1984年の「養育費履行強制制度」の施行

結果：連邦法に従って父親の給与から直接天引き出来るようになった。

#### しかし

離婚後の夫の収入を何よりもまず彼自身のものであるとみなす裁判所の傾向によって、「夫は元妻とその子供の生活を、自らの生活の半分の水準で維持することさえほとんど要求されない」

---

**また元夫たちが再婚するのに対して、**

**彼女たちが再婚しない(出来ない?)傾向があるという事も考えなければならない**

→子供の養育権を持っていることは、再婚に対して負のインセンティブとして働く。

= 30~40代で離婚した男性は、典型的に養育権を持たない事が多く、しばしば稼働能力がもっとも高い時期にあるが、このことは彼が新しい再婚相手、時にずっと未来の妻を惹きつける事と無縁ではない。



年齢の上昇によって男性の再婚の道が妨げられることはそれほどないのに対し

**女性は深刻な影響**を受け、離婚時の年齢が30代であれば56%であった再婚率が

50代以上になると12%まで低下する。

※若くて見た目のよいことが魅力の判断材料である事も大いに考えられるが…

**上記のようなことを考慮しない事が**

**女性の人生に悪影響を及ぼす原因となっているのではないかと**

スーザン・M・オーキンは主張している！

## <まとめ>

現行の離婚法は  
結婚の出口において男性と女性を平等に取り扱おうとすることにより、  
社会において女性が男性と社会経済的に平等ではないという明確な事実を見落とすだけで  
なく、ジェンダー化された結婚と初期の子育てによって、  
女性の不平等がいっそう悪化させられるという密接に関連した事実を無視してしまう。

そして離婚の時点にまで夫が築いてきた経済的地位から  
ほぼ完全に彼女が切り離されたとするならば  
妻の家庭への貢献はいかなる意味においても平等に扱われているとは言えない。

そしてもし彼女が親権を持つならば  
離婚しようとする女性の生活の見通しは、  
男性に比べて、多くの意味で明らかに暗いものになる。

### ～重要な教訓～

結婚における女性の脆弱性と  
離婚に際しておかれる不利な立場は  
密接に関連しているということ。

そして女性がこうした状況に気付くことで  
行動と結婚それ自体における権力の分配に  
いくらかの影響を与えることが出来るに違いないという事。

## 8章 結論

### 一人間性を備えた正義に向かって

序章(p278~284)

これまで見てきたように、**私たちの社会で典型的な家族生活は、女性にとっても子ども**

にとっても正義にかなっていない

さらに、

このことによって、強い正義の感覚を備えた市民を育成することもできない(5章参考)

**私たちはこの不正義にいかに対処したらよいのだろうか？**

これは複雑な問いである

なぜなら、

- ①私たちの社会は個人が異なる人生を送る自由に大きな価値を置いており、ジェンダーをめぐる多くの論点において共通の合意を持っていないからである。
- ②私たちの性的差異と性別役割をめぐる信念の多くが、ジェンダー構造化された社会の中で形成されたことが明らかだからである。

〈主張〉

**女性と子どもの脆弱性をめぐる差し迫った問題を公正に解決するためには、賃労働と不払い労働、生産労働と再生産労働の男女間での平等な分担をすすめる必要があると考える**

**正義に適った未来とは、ジェンダーのない未来である**

→性別分業の選択によって結果的に不正義が起らないように、**法と公的な政策による特別な保護が必要とされる**

☆**制度の設計のために…**

男女の関係をより平等にするために、公的な政策ができること、すべき方策はたくさんある。今回はこの点についてロールズの原初状態に依拠して考えてみる。

つまり、

ロールズの原初状態において、結婚や親業、家庭内の責任や離婚をめぐるどのような制度に人々が合意するか、また男性、女性、子供たち、そして彼らの関係に影響を与える職場や学校といった他の社会生活に関するどのような政策に彼らが合意するか、考えてみる。

☆**契約の自由に対する批判**

現在の結婚の構造を批判する一部の人々は、仕事における契約と同じように、男女の自由な合意のもとで結婚生活を営めばよいと主張する。

しかし、

この主張は私たちの社会のジェンダー化された文化と精神構造、現在の実質的な男女の不平等や、そしてもっとも重要なこうした関係のもとでの子どもたちの福祉について十分

に理解していない。

なぜなら、

労働の関係においては、個人がスタート地点で不平等な位置にいる限り、契約の自由の最大化によって正義が向上することはありませんからである。

### ☆二つのモデルの検討

原初状態では、ジェンダー特に家族をめぐってどのような社会構造と公的政策が合意されるだろうか。それによりジェンダーを完全に最小化した基本的なモデル、つまり「ジェンダーを前提にしない社会」に到達する。

また、

ジェンダー構造化された人生を送りたいと望む人々を保護する制度も慎重に用意しなければならない

以下では

- ①「ジェンダーを前提にしない社会」
- ②「脆弱な人たちの保護」

についてある程度詳細に論じていく

## <ジェンダーを前提にしない社会>

公共政策と法は、

**子どものケアに対する親の責任の共有化を前提にし、かつ促進すべき！**

- ・ 出産後の数カ月の育児休業は、母親と父親が同じ期間利用可能であるべき

**ジェンダーを最小化するために学校がすべきこと！**

- ・ 性別ステレオタイプの教育はやめるべき
- ・ 子供達にジェンダーを前提にした人生の選択の結果として起こる事を学ばせるべき  
(結婚の不平等、不安定さや職場の差別や性別分離 などなど…)



**このような政策を実行していく事で**

賃金の獲得と私的な家族責任を両親が分担することを支え、  
子供達が性的差異の重要性が  
ほとんどなくなった未来にむかって成長することを促す！

## ＜脆弱な人たちの保護＞ P291～300

男女の性質と望ましい分業のあり方について、より伝統的な信念をもつ人びとも受容できる制度を作り、実践していく必要がある。(P291)

男性と女性の労働を分業したい場合

**弱い立場の人を保護することは、社会にとって必要不可欠である。**

このような保護がなければ、婚姻契約は結婚した人々の不平等を拡大し、女性や子どもに以下に陥るリスクを抱えさせるものとなる。

- ① 経済的に悲惨な状況
- ② 重大な社会的な混乱

⇒脆弱な人びとに対する権利・義務は、異なる立場、遂行される役割に向けられるものである。

Rea. 「主夫」の存在（←性別を根拠にすると保護を受けられない可能性がある）

性別役割分業が、一方的に経済的依存することのないものとする必要がある。

↑

両方のメンバーが、世帯の収入に対して、平等な法的権限を所有していれば避けられる

EX. 雇用者が、パートナーに対して、平等に給料支払い小切手を作成する

この対処法は、世帯収入は、一緒に稼いだものであるから、平等に分割することを法的に成文化するだけのことである。

オーキンの主張

両方のメンバーが働いているから、一方だけに賃金が払われたり、他方より多く賃金を支払われる理由はない。

賃金の平等な分割がもたらす効果

- ① 家庭内の不払い労働の重要性に対する公的承認を与えることができる
- ② ふたつの労働の偏った分業を社会的に正当に認めることができる

※国家の介入が増加することは意味していない。

### 結婚と離婚のシステムに対して

現行の結婚と離婚のシステムは、力を持つ人間のみが利益を得るような不当な契約である

EX. 女性の脆弱性（家庭内における経済的格差）

⇒離婚条件を見直すべきである

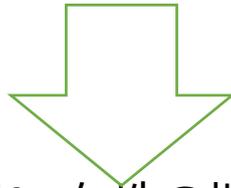
**社会のシステムは、結婚の破綻によって経済的な支えを喪失するメンバーが置かれる脆弱な地位に対して責任を負うべきである。**

EX. 経済的支援（⇒生活水準を維持するため）

### ジェンダーのない家族の正義への整合性（オーキンの論じた基準に準拠）

- ① 女性にとって正義に適っている
- ② 女性と両性の子ども双方の平等な機会を保障するもの
- ③ 正義に適った社会の市民を育成するためのより望ましい環境を作り出す

⇒ジェンダーによって脆弱にされている人々の保護+ジェンダーのない社会を作るべき



女性の正義が促進され、女性の地位が根本的に変化する

EX. 平等主義的な家族・職場・学校などの制度

子どもに対しても恩恵を与えることができる

= 人格形成（どんな人間になりたいか）に影響を与える



正義の原理が適用されるべき「社会の基本構造」から家族を排除することができない理由

### なりたいものになるための機会の平等

- ① ジェンダーのない家族の成長
- ② 家族の成長を支えるのに必要な公的政策

以上の方法で促進できる

### 効果

- ① 経済的福祉の格差の拡大を防止する
- ② 子どもたちは、性別役割分業に縛られずに自由に成長できる
- ③ 家族は、子どもが正義の感覚を養うためのより良い場所となる

EX. 役割を共有し、愛情と正義を両立させている平等な姿の両親

② 正義の感覚を養うことができる

=自分自身の感覚ではなく、他者の視点から問題について考えること

**上記の②のような能力は、高められるのだろうか？**

Rea.

① 女の子の曖昧な自我の境界+深い共感能力

男の子の強い自己規定+分離

この2つの能力の調和が期待される

② 親の経験を通して、正義に適った市民が求める個人的道徳能力と結びついた共感を養うことができる。

---

**コスト的側面**

子育てのコスト・責任を平等に分配するだけで、公的な支出を必要とはしない

子どもへの支援は、多くのコストを必要とするが、うまく機能すれば今以上に費用はかからない

EX. 保育に対する補助⇒子育て・貯蓄の増加が期待できる。

**子どもを育てるという選択をしたがために、残りの潜在能力を伸ばす機会を制約され、社会の価値や選択に影響力をもつことができない人たちにどれだけ配慮してきただろうか。もっとも親密な社会集団である家族が、日々不正義を教える学校になっていることについてどれだけ考えてきただろうか。正義に適った社会をつくるのに必要不可欠なタイプの市民を育成する、正義に適った家族を、私たちは求めているのである。(P300)**